

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年7月9日(2015.7.9)

【公開番号】特開2014-27423(P2014-27423A)

【公開日】平成26年2月6日(2014.2.6)

【年通号数】公開・登録公報2014-007

【出願番号】特願2012-165137(P2012-165137)

【国際特許分類】

H 04 N	9/68	(2006.01)
H 04 N	9/45	(2006.01)
H 04 N	9/04	(2006.01)
H 04 N	5/225	(2006.01)
G 06 T	1/00	(2006.01)

【F I】

H 04 N	9/68	1 0 1 A
H 04 N	9/45	1 0 1 A
H 04 N	9/04	B
H 04 N	5/225	A
H 04 N	5/225	F
G 06 T	1/00	3 4 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月25日(2015.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

図8(A)で示す例ではベクトルスコープ301上の肌色成分302の位置と肌色領域検出マーカー303の位置が異なっている。この状態では人物の肌にスキンディテールがかからない。そこでユーザは肌色領域設定メニューから『色相』の設定と、『色の濃さ』の設定と、『色領域の範囲』の設定を行い、ベクトルスコープ301上の肌色成分302の位置に肌色領域検出マーカー303の位置を合致させる必要がある。具体的には、肌色領域設定メニューから『色相』の値を「4」から「5」へ、「5」から「6」へと変更すると、図8(B)に示すように肌色領域検出マーカー303が反時計回りに移動する。このように肌色領域検出マーカー303の表示位置は、『色相』の数値の変更により、『色の濃さ』の数値により特定されるベクトルスコープ301の中心との距離を維持したまま、ベクトルスコープ上での位相が変更される。そして『色相』の値を「6」と設定した結果、図8(B)に示すように被写体の肌色成分302と肌色領域検出マーカー303の位相が合致する。図8(B)では、このときの『色相』、『色の濃さ』、『色領域の範囲』の各設定値を(6, 6, 6)として表している。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

肌色領域検出マーカー303で設定した結果は、たとえばゼブラパターンによりユーザ

に明示してもよい。ゼブラパターンとは、肌色領域検出マーカーの範囲に含まれる画素で特定される領域を画像において斜線で示したものである。図9(A)及び(B)はゼブラパターンの表示例を示す。画像901は、照明条件の影響により被写体の肌色の色味が場所によって異なっているものと仮定する。また、斜線領域902は被写体に重畳されたゼブラパターンを示す。『色領域の範囲』を狭く設定すると、図9(A)に示すように一部の領域にゼebraパターン902がかからなくなる。これに対して図9(B)のように『色領域の範囲』を広く設定して、被写体全体にゼebraパターン902がかかるようにすることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】図面

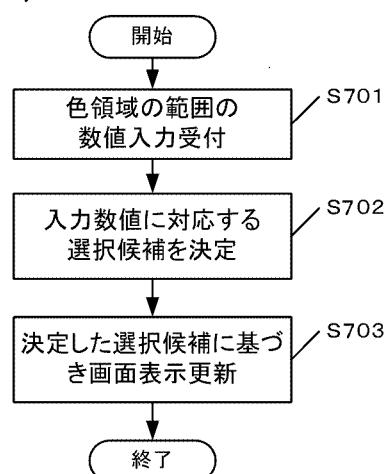
【補正対象項目名】図7

【補正方法】変更

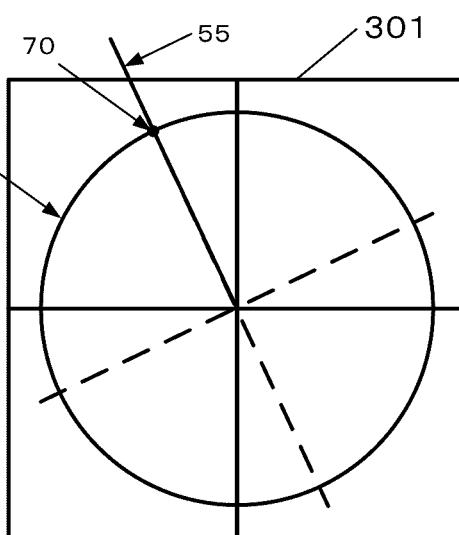
【補正の内容】

【図7】

(A)



(B)



(C)

